云だより

第72号 平成30年3月1日発行

人 内閣府公益認定等委員会

詳しい公益法人制度の内容や申請手続については

国・都道府県公式公益法人行政総合情報サイト 公益法人(i) nformation

をご覧ください

https://www.koeki-info.go.jp/



法人との対話」法人訪問 公益財団法人 日本 財 団



目 次

P.2~4 定期提出書類の作成・据置き・提出について

P.5 「法人との対話」法人訪問(第11回) 公益財団法人日本財団

P.6 公益認定申請サポートに関する情報・法人 運営相談等について





平成30年2月末現在の法人数等

	_		公益	法人数 税額控除法 人数	一般法人数
内閣府	社	団	802	120	650
	財	団	1,651	326	861
都道府県	社	団	3,354	113	4,104
	財	団	3,702	448	2,944
合	計		9,509	1,007	8,559

(注) 公益目的支出計画実施法人

定期提出書類の作成・据置き・提出について

1. 事業計画書等について【公益法人】

- ◆ 公益法人は、毎事業年度開始日の前日までに、<u>事業計画書等</u>を作成し、事務所に 据え置くとともに、行政庁に提出する必要があります(認定法^{※1}第21条第1項、第 22条第1項)。 ※1 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下同)
- ◆ 4月1日から事業年度が始まる法人の場合、3月31日が提出期限です。

〇提出書類〇

- 事業計画書
- 収支予算書
- 資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類
- 上記の書類について理事会等の承認を受けたことを証する書類 (議事録の写し)

書類作成にあたっては、『定期提出書類の手引き 公益法人編』 を下記のサイトからからご参照ください。

公益法人informationトップページ(https://www.koeki-info.go.jp/)

➡「公益法人の皆様へ」➡「各種申請様式と手引き」



変更届出ガイド

◎留意事項◎

● 新年度において、新事業の実施や既存事業の変更・廃止等を予定していませんか?

上記の場合には、**事前に定款変更や、行政庁への変更認定申請・変更届出が必要**となる場合があります。ご検討の上、必要な手続きを行ってください。

変更認定申請・変更届出の判断に関する基本的な考え方については、「変更認定・変更届出ガイド」を下記のサイトからご参照ください。

また、判断に迷う場合にはお気軽に行政庁にご相談ください。

https://www.koeki-

info.go.jp/administration/pdf/201701_henkounintei_todokede_guide.pdf

2. 事業実施報告書等について 【公益法人】

- ◆ 公益法人は、毎事業年度の経過後3か月以内に、事業報告書等を作成し、事務所 に据え置くとともに、行政庁に提出する必要があります(認定法第21条第2項、第 22条第1項)。
- ◆ 4月1日から事業年度が始まる法人の場合、6月30日が提出期限です。

〇提出書類〇

- ●財産目録
- 役員等名簿
- 役員報酬等の支給基準を記載した書類
- 社員名簿
- 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類、並びに同書類に記載された事項及び数値の計算の明細
- 計算書類等
- キャッシュフロー計算書(会計監査人が必置の場合又は作成している場合)
- 滞納処分に係る国税及び地方税の納付証明書 等

書類作成にあたっては、<u>『定期提出書類の手引き 公益法人編』</u>を下記のサイトからからご参照ください。

公益法人informationトップページ(https://www.koeki-info.go.jp/)

➡「公益法人の皆様へ」➡「各種申請様式と手引き」



◎留意事項◎

● 決算で正味財産が赤字または僅少となる恐れはありませんか?

公益法人は、事業を継続的に実施するため、正味財産が赤字または僅少となる場合には、速やかに財務基盤の回復を図る必要があります。

(特に財団法人は、2期連続して正味財産が300万円を下回ると解散となりますので注意が必要です(法人法※2第202条第2項)。)

※2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律

● 決算は財務3基準を満たす見込みですか?

- ①公益目的事業に黒字が発生した場合には、解消策を検討し、上記提出書類に 記載する必要があります(収支相償)。
- ②公益目的事業の比率が50%を割り込む場合には、今後の事業構造の見直しが必要になります。
- ③遊休財産の保有制限を超過する見込みがある場合には、事業計画書や予算の変更も検討し、速やかに対応策を実行することが求められます。

3. 公益目的支出計画実施報告書等について 【公益目的支出計画を実施中の一般法人】

- ◆ 公益目的事業計画を実施中の一般法人は、毎事業年度の経過後3か月以内に、 公益目的支出計画実施報告書等を作成し、事務所に据え置くとともに、行政庁に 提出する必要があります(整備法※3第127条)。
 - ※3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に 伴う関係法律の整備等に関する法律
- ◆ 4月1日から事業年度が始まる法人の場合、6月30日が提出期限です。

〇提出書類〇

- 公益目的支出計画実施報告書及び同報告書の監査報告
- 計算書類等

書類作成にあたっては、『定期提出書類の手引き 移行法人編』 を下記のサイトからからご参照ください。

公益法人informationトップページ(https://www.koeki-info.go.jp/)

➡「公益法人の皆様へ」➡「各種申請様式と手引き」



◎留意事項◎

● 公益目的支出計画の完了予定年月日までに計画が完了する見込みですか?

予定年月日までに計画が完了しないことが明らかとなった場合には、速やかに 計画実施期間を延長する変更認可申請を行政庁に提出してください。

公益目的支出計画実施報告書の提出後

●公益目的財産残額がゼロとなった場合—公益目的支出計画の完了確認請求について

公益目的財産残額がゼロとなった法人は、行政庁に対して公益目的支出計画を完了 したことの確認を求める手続きを行ってください。当該法人は、確認を受けた日から公 益目的支出計画に基づく支出義務及び行政庁による監督がなくなります。

確認請求を行うにあたっては、『公益目的支出計画の実施が完了 したことの確認請求の手引き』を下記のサイトからからご参照ください。

公益法人informationトップページ(https://www.koeki-info.go.jp/)

➡「公益法人の皆様へ」➡「各種申請様式と手引き」



「法人との対話」 法人訪問(第11回)



公益財団法人 日本財団

1962年ボートレースの収益金の一部を公益の増進に活用するために設立。2011年公益財団法人として活動を開始。現在は、海洋関連分野、公益・福祉関連事業に対する助成のほか、国土交通省等と連携した海事関係の人材育成プログラム構築事業など幅広い分野で活動中。

法人公式HP https://www.nippon-foundation.or.jp/



2月5日(月)、内閣府公益認定等委員会の山下委員長、小森委員長代理、小林委員及び惠委員が(公財)日本財団(以下、「財団」といいます。)を訪問し、前田専務理事、梅谷総務部長、青木監査部長及び外海総務チームリーダーと法人の事業活動や法人運営などに関する意見交換を行いました。

前田専務理事からは財団の活動について、創立50周年を機に整理 した「痛みも、希望も、未来も、共に」を理念として掲げており、 以下の5つのテーマを強く意識していることなどを伺いました。

- ① 世界規模での海洋管理
- ② 子どもの未来への支援
- ③ 高齢化社会への対応
- ④ 障害の有無にかかわらずインクルーシブに社会を構成できる る什組みづくりへの支援
- ⑤ 大規模災害への準備と対策



また、財団の運営については、より柔軟に運営できるように年度内に使途を決められる予算の枠を確保したこと、「走りながら考えよう」という姿勢で、担い手の存在しない新しい社会課題に対し、財団自らモデル事業を立ち上げてその解決を模索するような取組も行っていることなどをご紹介いただきました。



財団の活動内容

- 1. 先駆的・創造的公益事業に対するモーターボート競走事業の交付金を原資とする支援事業
- 2. 海洋及び船舶に関する事業の振興、社会福祉・教育・文化・観光・体育・その他公益の増進並びに海外における地域的課題の解決を目的とする事業の活動及び助成

そのほかにも、財団では10年ほど前から寄附集めを始め、自動販売機の売上げの活用や歯科治療で外した金属などによる寄附集めにも取り組んでいること、寄附集めには継続的な呼び掛けが必要であることなどのお話も伺いました。

意見交換では、財団で行う事業評価について、その結果を事業者に対してフィードバックするとともに財団内部でも共有していること、財団と事業者との間で目標を十分に共有できていなかった事業に対しては厳しい評価がつくこともあるが、財団にも助成対象を決定した責任があり、事業者と事業の目的について、決定の前に十分に意思疎通を図る必要を感じていることなどお話しいただきました。

任があり、事業者と事業の目的について、決定の前に十分に意思疎通を図る必要を感じていることなどお話しいただきました。

公益を担う団体として透明性の確保や説明責任を意識された運営に取り組まれるとともに、新しい社会課題にチャレンジする財団の方針と役・職員の方々の姿勢に、委員も勇気づけられる訪問となりました。

公益財団法人日本財団の皆様に改めて御礼申し上げます。



公益認定申請サポート・法人運営相談等について

本誌情報の申込み・応募方法などの詳細は、以下のサイトをご覧下さい。

国・都道府県公式公益法人行政総合情報サイト 公益法人 i nformation

https://www.koeki-info.go.jp/

公益認定の申請や公益法人の運営を支援するため、内閣府では、各種のサポートを無料で提供しています。公益認定申請を予定されている法人、法人運営(事業報告書の書き方、理事会・評議員会の運営、変更認定申請等)についてのご相談は、以下のサポートをご活用ください。

■公益認定申請・法人運営に関する内閣府相談窓口

窓口相談

《要事前申込》

これから公益認定の申請に着手される法人を対象に1回45分の窓口相談を実施しています。3月末から4月上旬にかけて、5月分の予約を受け付けます。

(詳細は、公益informationトップページ→「窓口相談」)

電話 03-5403-9558 FAX 03-5403-0231 メール sodan-juri@cao.go.jp

電話相談

公益認定申請や公益法人の運営に関し、専門 相談員による電話相談を実施しています。

> 電話 03-5403-9669 時間 平日10時~16時45分

公益認定申請及び公益法人・一般法人の運営に関する相談会《要事前申込》

内閣府が委嘱する相談員(弁護士、公認会計等)による相談会を全国で開催しています(1法人につき 1時間程度)。今後の開催予定は下記のとおりです。

(詳細は、公益informationトップページ→「法人向けセミナー・相談会などのお知らせ」)

平成29年度の相談会の申し込みは終了しました。 平成30年度分については、詳細が決まり次第お知らせいたします。

国・都道府県公式公益法人行政総合情報サイト 「公益法人information」(https://www.koeki-info.go.jp/) について

公益法人制度に関する各種情報(法制度、公益認定申請や法人運営サポート、寄附等)を掲載しています。 個別の公益法人の検索もできます(トップページ➡「公益法人とは」➡「公益法人等の検索」をクリック)。



活動紹介を希望する公益法人を募集しています

多くの方に公益法人の活動を知っていただく機会とするため、「公益法人information」及び本誌(月1回発行)で、法人の活動紹介を行っています。掲載のご希望がありましたら、下記の連絡先までお問い合わせください。

Facebook、Twitter、メールマガジンでも 公益法人に関する情報発信を行っています。

本誌についての問い合せ先 内閣府公益認定等委員会事務局広報係

6

電話 03-5403-9524 メール: koueki-info@cao.go.jp



